

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部改正 (SDGs創生課) 5
- 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 (総務課) 5
- 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (総務課) 6
- 亀岡市立中学校設置条例の一部改正 (教育総務課) 6
- 川の駅・亀岡水辺公園条例 (商工観光課) 7
- 亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課) 12

—— 規 則 ——

- 亀岡市公印規則の一部改正 (総務課) 14
- 亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部改正 (都市整備課) 15
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 16

—— 告 示 ——

- 亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 16

- 公示送達 (保険医療課) 18
- 公示送達 (税務課) 19
- 公示送達 (税務課) 20
- 指定緊急避難場所の指定 (自治防災課) 21

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 24
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 28
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 32
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 37
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧 (農林振興課) 41
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 41
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 42
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 47
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 52
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 54
- 公募型プロポーザル方式による受託事業候補者の選定 (都市整備課) 59

| | | | |
|--|----|--------------------------------|----|
| ○一般競争入札（条件付き）の執行 （契約検査課） | 61 | 上下水道部欄 | |
| | | —— 告 示 —— | |
| —— 任免及び辞令 —— | | ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ る事業廃止の告示 | 71 |
| 監査委員欄 | | ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ る事業廃止の告示 | 71 |
| —— 公 表 —— | | ○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の 告示 | 71 |
| ○平成2年度定期監査及び行政監査結果 に対する措置状況 | 66 | ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者取 消の告示 | 72 |
| 教育委員会欄 | | ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ る事業廃止の告示 | 72 |
| —— 規 則 —— | | ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ る事業廃止の告示 | 73 |
| ○亀岡市教育委員会基本規則の一部改正 | 67 | ○亀岡市指定給水装置工事事業者におけ る事業廃止の告示 | 73 |
| | | ○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃 止の告示 | 73 |
| —— 教育長訓令 —— | | | |
| ○亀岡市共同学校事務室運営規程の一部 改正 | 67 | | |
| ○へき地学校等スクールバス運行規程の 一部改正 | 68 | | |
| —— 任免及び辞令 —— | | | |
| 選挙管理委員会欄 | | | |
| —— 告 示 —— | | | |
| ○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 | 69 | | |
| ○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 | 69 | | |
| ○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 | 69 | | |
| 農業委員会欄 | | | |
| —— 公 告 —— | | | |
| ○令和3年9月定例総会の開催 | 70 | | |
| ○令和3年10月定例総会の開催 | 70 | | |

公布された条例のあらまし

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を改正する条例要綱

1 京都・亀岡ふるさと力向上基金に企業からの地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象となる寄附金を積み立てるため、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例要綱

1 地方自治法の一部改正により、条例で地方

公共団体の長等の損害賠償責任の一部を免れさせることができるとされたことに伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めることとした。

2 市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに市に対して負う損害賠償責任について、免責されない額を次のとおり定めることとした。

| 区分 | 免責されない額 |
|--|-----------|
| 市長 | 基準給与年額の6倍 |
| 副市長、教育委員会教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び監査委員 | 基準給与年額の4倍 |
| 公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び公営企業管理者 | 基準給与年額の2倍 |
| 市の職員 | 基準給与年額の1倍 |

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例要綱

1 学校規模適正化により、別院中学校を南桑中学校に編入することに伴い、別院中学校を閉校することとした。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

川の駅・亀岡水辺公園条例要綱

- 1 亀岡市の豊かな自然や歴史、生活文化を育んできた桂川を活用して、桂川舟運の歴史・文化の学習の場、スポーツ及びアクティビティの体験の場、地域賑わい創出事業の場並びに地域住民及び来訪者の交流の場を提供することで、観光振興及び地域活性化を図るため、川の駅・亀岡水辺公園を設置することとした。
- 2 使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取消し並びに使用者の義務等所要の規定を設けることとした。
- 3 目的外使用の許可、立入検査及び市の免責等所要の規定を設けることとした。
- 4 使用時間並びに使用料及び目的外使用料の規定を設けることとした。
- 5 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。
- 6 この条例の施行に際し、必要な経過措置を定めることとした。
- 7 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 保津川水辺公園多目的運動場及びバーベキュー場を有料公園施設とし、使用時間及び使用料の規定を新たに設けることとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

条 例

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例の一部を改正する条例

京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金は、前条に規定する目的に対し寄附された寄附金及びその他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。ただし、基金に積み立てないことについて市長が特別の理由があると認めるものを除く。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 亀岡市総合計画に掲げる目指す都市像を実現するため、重点的に取り組む事業
 - (2) 地域再生法（平成17年法律第24号）
- 第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（亀岡市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第24条第6項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市立中学校設置条例の一部を
改正する条例

亀岡市立中学校設置条例（昭和39年亀岡市
条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中2の項を削り、3の項を2の項
とし、4の項から7の項までを1項ずつ繰り上
げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

川の駅・亀岡水辺公園条例をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

川の駅・亀岡水辺公園条例

（設置）

第1条 亀岡市の豊かな自然や歴史、生活文化
を育ててきた桂川を活用して、桂川舟運の歴
史・文化の学習の場、スポーツ及びアクティ
ビティの体験の場、地域賑わい創出事業の場
並びに地域住民及び来訪者の交流の場を提供
することにより、観光振興及び地域活性化を
図るため、川の駅・亀岡水辺公園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 設置する施設の名称及び位置は、次の

とおりとする。

名 称 川の駅・亀岡水辺公園

位 置 亀岡市千代川町今津地内

（使用時間及び休園日）

第3条 川の駅・亀岡水辺公園（以下「川の
駅」という。）の使用時間は、午前9時から
午後6時までとする。ただし、市長が必要と
認めるときは、これを変更することができる。

2 川の駅の休園日は、1月1日から同月3日
まで及び12月29日から同月31日までと
する。ただし、市長が必要と認めるときは、
随時に開園又は休園することができる。

（施設の構成）

第4条 川の駅は、次に掲げる施設をもって構
成する。

- (1) 桂川舟運歴史体験・展示施設及び附属施
設
- (2) 船着場（親水護岸）
- (3) 洗い場
- (4) 駐車場
- (5) 河川広場（堤防敷及び高水敷）、河川通
路、階段護岸、坂路等

（事業）

第5条 川の駅では、次に掲げる事業を行う。

- (1) 河川及び舟運の歴史に関する展示及び情
報提供に関すること。
- (2) 河川を利用した環境学習、アウトドア活
動、スポーツ、遊び等の場の提供に関する
こと。
- (3) 観光情報及び地域情報の発信に関するこ
と。
- (4) 市民及び来訪者の交流の促進に関するこ
と。
- (5) マルシェ等賑わい創出事業の場の提供に
関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第6条 川の駅並びにその附帯設備及び器具備

品等（以下「附帯設備等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、川の駅の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。
（使用許可の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。
（使用許可の取消し等）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事由によって川の駅の使用ができなくなったとき。
- (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。
（入場の拒否等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(4) その他川の駅の管理上支障があると認められる者
（使用者の管理義務）

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
（使用権の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか、目的外に使用してはならない。
（使用料）

第12条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料は、別表第1に掲げる額とする。
（使用料の減免）

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
（使用料の不還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（目的外使用）

第15条 川の駅は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が川の駅の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

（目的外使用料）

第16条 目的外使用の許可を受けて川の駅の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(保証金)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(特別の設備の制限)

第19条 川の駅を使用するために特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(原状回復義務)

第20条 使用者等は、川の駅の使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者等から徴収する。

(損害賠償の義務)

第21条 使用者等は、川の駅の施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める賠償額を賠償しなければならない。

(立入検査)

第22条 市長は、川の駅の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

(市の免責)

第23条 使用者等において川の駅の施設若しくは附帯設備等の使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

(指定管理者による管理)

第24条 市長は、川の駅の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、川の駅の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 川の駅の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年亀岡市条例第4号)の定めるところによる。

3 川の駅の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるとおりとする。

4 指定管理者が行う川の駅の管理の基準は、第3条及び第6条から第9条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第6条から第9条までの規定、第12条、第14条、第19条、第20条及び第22条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第25条 川の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第12条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。この場合において、第12条から第14条までの規定及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可申請その他の川の駅を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定により市長から使用の許可を受けている者について、第24条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第6条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

別表第1 (第1.2条関係)

| 施設・設備 | 区分 | 単位 | 金額 |
|-----------|---------------------|-----------------------|---|
| 展示室 | 全面使用 | 午前9時～正午 | 1,000円 |
| | | 正午～午後3時 | 1,000円 |
| | | 午後3時～午後6時 | 1,000円 |
| ピロティ | 1平方メートル | 1時間 | 30円 |
| 河川広場(堤防敷) | 1平方メートル | 1時間 | 30円 |
| 河川広場(高水敷) | 1区画 (40平方メートル程度) | パーベキユン・ デイキキヤンプ 1回 | 1,500円 |
| | | 1平方メートル | 30円 |
| 河川通路(堤防敷) | 1平方メートル | 1時間 | 30円 |
| 階段護岸 | 1平方メートル | 1時間 | 30円 |
| 附帯設備等 | 1基又は1台 | 1回 | 各附帯設備等ごとに 3,000円を超え ない範囲において市 長が別に定める額 |

- 市外居住者(法人にあっては、事業所を市内に有しない者)が使用するとき、使用料の5割相当額を加算する。
- 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 冷暖房設備を使用するとき、次の表に掲げる額を加算する。

| 区分 | 加算額 |
|----|-----------|
| 冷房 | 使用料の4割相当額 |
| 暖房 | 使用料の3割相当額 |

- 使用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間当たり使用料の4割相当額を加算する。
- 前2項の規定により計算した額に10日未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占有面積は、原則6平方メートルとして算定する。

別表第2 (第1.6条関係)

| 種別 | 単位 | 金額 |
|-------|----|---|
| 土地使用料 | 1年 | 固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額 |
| 建物使用料 | 1年 | 固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の110を乗じ土地使用料を加算した額 |

備考

- 営利を目的とする使用にあっては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあっては年額を12で除した額とし、日割にあっては年額を365で除した額とする。
- 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- この使用料には、附帯設備及び冷暖房の使用料を含む。
- 電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。
- その他の目的外的使用料については、市長が別に定める。

別表第3 (第2.4条関係)

| 指定管理者に行わせる業務の範囲 |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 第5条に掲げる事業の実施に関する業務 川の駅の使用に関する付随業務(使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等) 川の駅の施設及び設備の維持管理(軽微なものに限る。)に関する業務 その他川の駅の管理に関する業務で市長が必要と認めるもの |

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の7第2項第1号中「その翌日）」を「その翌日）（保津川水辺公園多目的運動場及び保津川水辺公園バーベキュー場を除く。））」に改める。

別表第2に次のように加える。

| | | |
|----------------|---------|------|
| 保津川水辺公園多目的運動場 | 保津川水辺公園 | 運動施設 |
| 保津川水辺公園バーベキュー場 | 保津川水辺公園 | 休養施設 |

別表第3第3項に次の2号を加える。

(9) 保津川水辺公園多目的運動場

| 使用時間 区分 | 午前9時から午前11時まで | 午前11時から午後1時まで | 午後1時から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで |
|--|---------------|---------------|--------------|--------------|
| Aエリア | 300円 | 300円 | 300円 | 300円 |
| Bエリア | 300円 | 300円 | 300円 | 300円 |
| Cエリア | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 |
| 芝生エリア | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 |
| パークゴルフエリア | 1人 100円 | 1人 100円 | 1人 100円 | 1人 100円 |
| 備考 | | | | |
| 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 | | | | |
| 2 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。 | | | | |

(10) 保津川水辺公園バーベキュー場

| 区分 | 使用時間 | 昼間 | 宿泊 |
|--|------|------------------|--------------------|
| | | 午前8時から 午後5時まで | 午前8時から 翌日午後5時まで |
| 一般（中学生以上） | | 1人 500円 | 1人 1,000円 |
| 小学生 | | 1人 300円 | 1人 600円 |
| 備考 | | | |
| 1 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。 2 この表において「中学生」とは、学校教育法第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。 3 この表において「小学生」とは、学校教育法第1条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。 | | | |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

規則

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 印影を印刷する場合において、印刷物の都合により別表に定めた寸法により難しいときは、これを縮小して印刷することができる。

第10条第1項中「記録した公印の印影」の次に「又は当該印影を縮小したもの」を加える。

別記第2号様式中

「

| | | |
|-----------------|------|----|
| 公印の整理番号 及び名称 | 整理番号 | 名称 |
|-----------------|------|----|

」

を

「

| | | |
|-----------------|-------|------|
| 公印の整理番号 及び名称 | 整理番号 | 名称 |
| 寸法 | 原寸 | ミリ平方 |
| | 申請の寸法 | ミリ平方 |

」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部を改正する規則

亀岡市都市公園有料公園施設使用規則（平成18年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | | | |
|---|----------|--------------|----|
| 1 | 使用日前7日まで | 亀岡運動公園野球場 | 全額 |
| | | 亀岡運動公園テニスコート | |
| | | 管理棟 | |
| | | さくら公園多目的運動場 | |
| | | 亀岡運動公園野外ステージ | |

」

を

「

| | | | |
|---|----------|----------------|----|
| 1 | 使用日前7日まで | 亀岡運動公園野球場 | 全額 |
| | | 亀岡運動公園テニスコート | |
| | | 管理棟 | |
| | | さくら公園多目的運動場 | |
| | | 亀岡運動公園野外ステージ | |
| | | 保津川水辺公園多目的運動場 | |
| | | 保津川水辺公園バーベキュー場 | |

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市国民健康保険条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第177号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第6号中「法令の定めにより」を削り、「を修業することが必要とされている」を「の修業が予定されている」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（対象資格の特例）

2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合においては、第3条第6号中「1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて市長が別に定める資格」とあるのは「6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）について市長が別に定める資格」と読み替えるものとする。

（支給額の特例）

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、修業の期間が12月未満であるときは、第5条第1項第1号中「月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額140,000円）」とあるのは「月額140,000円」

と、同項第2号中「月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額110,500円）」とあるのは「月額110,500円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 第4条第3号の規定にかかわらず、この要綱による改正後の附則第2項の規定により読み替えられた第3条第6号に規定するもの限り、令和3年4月1日から令和3年8月31日までに修業を開始し、令和3年10月29日までに訓練促進給付金の支給申請があった場合は、修業を開始した日の属する月分から当該給付金を支給できるものとする。

「揭示済」

亀岡市告示第178号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | | | 送達を受けるべき者 | |
|----|--------|--------------|---------|-----------|-----|
| | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 2 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 3 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 4 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 5 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 6 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 7 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 8 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 9 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 10 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 11 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 12 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |
| 13 | 督促状 | 令和3年度 第2期 | 国民健康保険料 | 省略 | 省略 |

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年9月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

| | 送達する書類 | 送達を受けるべき者 | |
|----|------------------------|-----------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 |
| 1 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 2 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 3 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 4 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 5 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 6 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 7 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 8 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 9 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 10 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 11 | 令和3年度 督促状 軽自動車税 第1期 | 省略 | 省略 |
| 12 | 令和3年度 督促状 市府民税 第2期 | 省略 | 省略 |
| 13 | 令和3年度 督促状 軽自動車税 第1期 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書

2 送達を受けるべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|---|-----|-----|
| 1 | 省略 | 省略 |
| 2 | 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

指定緊急避難場所

| 施設の名称 | 施設の所在 | 対象とする異常な現象の種類（※1） | | | | | | | | 指定避難所との重複（※2） |
|--------------|--------------|-------------------|-------------|----|----|----|--------|------|------|---------------|
| | | 洪水 | 崖崩れ土石流及び地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模な火事 | 内水氾濫 | 火山現象 | |
| 亀岡中学校[体育館] | 内丸町13 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 亀岡小学校[体育館] | 内丸町15 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 城西小学校[体育館] | 余部町前川原46 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| ガレリアかめおか | 余部町宝久保1-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 亀岡市役所市民ホール | 安町野々神8 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 亀岡地区自治会館 | 安町釜ヶ前9-4 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 亀岡駅北駅前広場 | 追分町一本木7-1 | | 1 | | 1 | | 1 | | | |
| 別院中学校[体育館] | 東別院町南掛一ノ坪1 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 東別院小学校[体育館] | 東別院町東掛岩脇9 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 東別院町公民館 | 東別院町南掛藤ヶ瀬3-1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 東別院町ふれあいセンター | 東別院町東掛一アン15 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 西別院小学校[体育館] | 西別院町柚原佃24 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 西別院生涯学習センター | 西別院町柚原佃17 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------------------|---|---|--|---|---|---|---|---|
| 犬甘野児童館 | 西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 曾我部小学校[体育館] | 曾我部町南条中荒水代1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 曾我部町公民館 | 曾我部町南条北荒水代4-1 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 |
| 吉川小学校[体育館] | 吉川町穴川平田17 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 亀岡運動公園プール管理棟 | 吉川町吉田上河原24 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 亀岡運動公園体育館 | 曾我部町穴太土渕33-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 南桑中学校[体育館] | 葎田野町太田丸橋1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 葎田野小学校[体育館] | 葎田野町佐伯源ノ坊18 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 葎田野生涯学習センター | 葎田野町佐伯西ノ辻9-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 人権福祉センター | 葎田野町佐伯琴敷78-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 育親中学校[体育館] | 本梅町中野和田山1-2 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 本梅小学校[体育館] | 本梅町井手早田垣内23 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| ほんめ町ふれあいセンター | 本梅町井手梅原3 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 |
| 畑野小学校[体育館] | 畑野町千ヶ畑西山5 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 畑野町公民館 | 畑野町千ヶ畑西山5-1 | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 |
| 青野小学校[体育館] | 宮前町宮川青野29 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 亀岡市交流会館 | 宮前町神前長野15 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 森の自然こども園東本梅 | 東本梅町東大谷生子田69 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター] | 東本梅町赤熊蟻間野35-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 大成中学校[体育館] | 大井町土田1丁目5-7 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 大井小学校[体育館] | 大井町並河1丁目3-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 大井生涯学習センター | 大井町土田2丁目11番20-201号 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 亀岡市立幼稚園 | 大井町並河検見ヶ上7 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| 千代川小学校[体育館] | 千代川町北ノ庄国主ヶ森21 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------|---|---|--|---|--|---|---|--|---|
| 千代川町自治会館 | 千代川町北ノ庄国主ケ森19 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 亀岡川東学園[体育館] | 馬路町溝ノ上14-4 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 馬路生涯学習センター | 馬路町流川2-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 馬路文化センター | 馬路町小米田45-4 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 旭コミュニティセンター | 旭町年角25 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 千歳町自治会館 | 千歳町千歳垣根2-3 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| さくら公園体育館 | 千歳町国分後田1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 河原林生涯学習センター | 河原林町河原尻上六反田9-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 保津小学校[体育館] | 保津町構ノ内20 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 保津町公民館 | 保津町構ノ内53 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 保津文化センター | 保津町式番11-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 東輝中学校[体育館] | 篠町広田3丁目28-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 詳徳中学校[体育館] | 篠町柏原中又7 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 安詳小学校[体育館] | 篠町篠中北裏68 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 詳徳小学校[体育館] | 篠町柏原田中3-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 篠公民館 | 篠町篠中北裏68 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 |
| 東部文化センター | 篠町野条イカノ辻南76 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 東つつじヶ丘ふれあいセンター | 東つつじヶ丘都台3丁目6-7 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 西つつじヶ丘ふれあいセンター | 西つつじヶ丘大山台1丁目12-13 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| つつじヶ丘小学校[体育館] | 西つつじヶ丘霧島台1丁目1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 南つつじヶ丘コミュニティセンター | 南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |
| 南つつじヶ丘小学校[体育館] | 南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 |

(※1) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設である。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできない。

(※2) 「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設である。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第77号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|---------------|---|----------|--------|
| (1) 工事番号 | 区第7号 | | |
| (2) 工事名 | (都) 亀岡駅北3号公園整備工事 (その2) | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市追分町下島地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 3号公園面積 | A=2,900㎡ | |
| | ・土工 | | 1式 |
| | ・コンクリートブロック工 | 土留壁-2 | L=92m |
| | ・側溝工 | 自由勾配側溝 | L=32m |
| | ・集水桝・マンホール工 | 集水桝 | N=7基 |
| | ・照明設備工 | 照明灯 | N=8基 |
| | ・アスファルト系舗装工 | 歩道舗装 | A=115㎡ |
| | ・ベンチ・テーブル工 | ベンチ | N=17基 |
| | ・柵工 | 転落防止柵 | L=92m |
| (6) 予定価格 (税込) | 38,284,400円 | | |
| | 【入札書比較価格 (税抜) 34,804,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和4年3月10日まで | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要) | | |

- (1) 最低制限価格 採用
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月7日（火） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月7日（火） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月15日（水） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年9月16日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月13日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年9月17日（金）午後3時まで | 共通事項5のとおり |

| | | |
|-------|--|-------------|
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年9月22日（水） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和3年9月28日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月29日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和3年9月30日（木） 午前10時 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第78号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------|-----------------|----------------|--------|
| (1) 工事番号 | 3橋修第2号 | | |
| (2) 工事名 | 池尻宇津根線1号橋橋梁補修工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市河原林町河原尻地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 橋梁保全工事 | 工場製作工 | |
| | | ・桁補強材製作工 | 1式 |
| | | ・工場塗装工 | 1式 |
| | | 工場製品輸送工 | |
| | | ・輸送工 輸送 | 1.4 t |
| | | 鋼桁工 | |
| | | ・鋼桁補強工 当て板補修工 | 1式 |
| | | ・下横鋼取替工 下横鋼取替工 | 1式 |
| | | 橋梁補修工 | |
| | | ・支承取替工 支承取替 | 4基 |
| | | ・ひび割れ補修工 充てん工法 | 1橋 |
| | | | 低圧注入工法 |
| | | ・断面修復工 左官工法 | 1橋 |
| | | ・表面含浸工 表面含浸工 | 50㎡ |
| | | ・水切り設置工 水切り設置 | 22m |
| | | 現場塗装工 | |
| | | ・橋梁塗装工 | 1式 |
| | | ・橋梁塗装工 小規模塗装 | 1式 |
| | | 構造物撤去工 | |
| | | ・運搬処理工 | 1式 |
| | | 仮設工 | |
| | | ・足場工 | 1式 |
| | | ・交通管理工 | 1式 |

- (6) 予定価格（税込） 28,130,300円
【入札書比較価格（税抜） 25,573,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金

額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|------------------------|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月7日（火） 午前10時から | 共通事項2のとおり |

| | | |
|-----------------|--|-------------|
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月7日（火） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月14日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月15日（水） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年9月16日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月13日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年9月17日（金）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年9月22日（水） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和3年9月28日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月29日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和3年9月30日（木） 午前11時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡

市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第79号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3道改第8号
- (2) 工事名 市道クニッテルフェルド通外2線道路改良工事（その1）
- (3) 工事場所 亀岡市追分町馬場通地内外
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要
 - 工事延長 L=499.8m W=2.88~3.50m
 - 土工 1式
 - 舗装工
 - 歩道舗装
 - ・インターロッキング t=6cm 透水性（標準部） A=990.6㎡
 - ・インターロッキング t=6cm 透水性（乗入部） A=173.6㎡
 - ・点字ブロック t=6cm 300*300（標準部） A=130.7㎡
 - ・点字ブロック t=6cm 300*300（乗入部） A=19.6㎡
 - 車道舗装
 - ・表層工 再生粗粒度As t=5cm A=172.8㎡

| | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| ・基層工 再生粗粒度As t=5cm | A = 172.8m ² |
| ・上層路盤工 As安定処理 t=12cm | A = 172.8m ² |
| ・不陸整正 補足材なし | A = 172.8m ² |
| 排水構造物工 | |
| 街渠工 | |
| ・L型街渠 W=500 (標準部、乗入部、切下げ部、擦り付け部) | L = 162.3m |
| ・L型街渠 W=700 (標準部、乗入部、擦り付け部) | L = 148.8m |
| 集水枿工 | |
| ・街渠工 (W=500, 700) 、集水枿 | N = 36.0箇所 |
| 縁石工 | |
| 縁石工 | |
| ・歩車道境界ブロック (標準部、乗入部、切下げ部、擦り付け部) | L = 141.0m |
| 植栽工 | |
| 植樹枿設置工 | |
| ・M3 (並木枿フラットタイプ) W1490*D1040 | N = 44.0基 |
| 道路附属施設工 | |
| 車止め設置工 | |
| ・HCS-900N-15C 固定式 H=800 | N = 130.0基 |
| 防護柵工 | |
| 道路照明工 | |
| ・LED照明灯 (架空配線、地中配線) 、H=10.0m | N = 8.0基 |

- (6) 工 期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月8日（水） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月8日（水） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月16日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月17日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年9月21日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月15日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年9月22日（水）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年9月27日（月） 午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |

| | | | |
|----------------|--|------------------------------|-------------|
| 入札期間 | 令和3年9月29日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月30日（木） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり | |
| 予定価格の公表 | 予定価格の公表：令和3年9月30日（木） 午後4時以降 | 入札情報公開システムによる | |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和3年10月4日（月）正午まで | 共通事項5-2のとおり | |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和3年10月5日（火）まで | 共通事項5-2のとおり | |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和3年10月5日（火） 午前10時 | 令和3年10月6日（水） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和3年10月6日（水） 午前9時から午後3時まで | 令和3年10月7日（木） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和3年10月6日（水） 午後3時以降 | 令和3年10月7日（木） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信

が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第80号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 工事番号 | 3道改第11号 |
| (2) 工事名 | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その20） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市馬路町田中前地内外 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=209.0m W=10.75m |
| | ・土工 一式 |
| | ・排水工 一式 |
| | ・As舗装工 車道 A=848.3m ² |
| | 歩道 A=330.0m ² |
| | ・構造物撤去工 一式 |
| | ・防護柵工 転落防止柵 L=149.3m |
| | ・附帯工 一式 |
| (6) 予定価格（税込） | 26,757,500円 |
| | 【入札書比較価格（税抜） 24,325,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和4年3月15日まで |
| (8) 部分払 | 無 |

- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月15日（水） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月15日（水） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月24日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月27日（月） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |

| | | |
|-------------|--|-------------|
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年9月28日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月22日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年9月29日（水）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年10月1日（金） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和3年10月5日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月6日（水） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和3年10月7日（木） 午前10時 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第81号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和3年10月16日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和3年10月17日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和3年10月31日までにこれを申し出ることができる。

令和3年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和3年9月17日
至 令和3年10月16日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第82号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年9月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和3年9月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第83号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|----------|
| (1) 工事番号 | 水配替第7号 | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（20工区） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町地内外 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=297.3m | |
| | 推進工（HPφ800） | L=291.9m |
| | 発進立坑築造工 | |
| | （ライナープレート、t=2.7、3,200×7,439、H=12,500） | 一式 |
| | 到達立坑築造工 | |
| | （ライナープレート、t=2.7、φ3,200、H=4,730） | 一式 |
| | 薬液注入工（二重管ストレーナー工法（複相式）） | 一式 |
| | 附帯工 | 一式 |
| | 管挿入工（PN形φ600） | L=294.2m |
| (6) 予定価格（税込） | 355,542,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 323,220,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から490日間 | |
| (8) 部分払 | 有 | |
| | 令和3年度出来高予定額に係る部分払 1回 | |
| (9) 前金払 | 有（保証事業会社の保証が必要） | |
| | 第1回前金払 令和3年度出来高予定額に係る前金払 | |
| | 第2回前金払 令和4年度出来高予定額に係る前金払 | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払 | |
| | をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が各会計年度における出来高予定額の2 | |

分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争

入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|--|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月21日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月21日（火） 午後1時から なお、設計図書（図面）は、 令和3年9月21日（火）午後1時から 令和3年10月8日（金）午後5時まで （開庁日・開庁時間は除く。） | 共通事項2のとおり ※設計図書等 亀岡市役所3階契約 検査課にて、令和3 年度亀岡市建設工事 入札参加資格審査に おいて、「水道施設 工事」の「A等級」 に認定されたものに 配布 |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月29日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月30日（木） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年10月1日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月28日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年10月5日（火）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年10月7日（木） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |

| | | |
|------|--|-------------|
| 入札期間 | 令和3年10月11日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月12日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 開札日時 | 令和3年10月13日（水） 午前10時 | 電子入札システムによる |

※ 設計図書等については、令和3年9月21日（火）午後1時から令和3年10月8日（金）午後5時までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 「水配替第6号 水道老朽管耐震化工事（19工区）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。
- (2) 本工事を落札した共同企業体は、「水配替第6号 水道老朽管耐震化工事（19工区）」への入札参加資格を失うものとする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加するこ

とができる。

(7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第84号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|-------------------------------------|------------|------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第6号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（19工区） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市西つつじヶ丘地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管 | DSGX φ 300 | L = 1.7m |
| | | DSGX φ 200 | L = 528.2m |
| | | DSGX φ 150 | L = 434.8m |
| | | DSGX φ 100 | L = 311.5m |
| | | DSGX φ 75 | L = 442.6m |
| | 給水管 | 169戸 | |
| | 仮設管 | 1式 | |
| (6) 予定価格（税込） | 192,269,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 174,790,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から220日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。 | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金 | | |

の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事が無いこと。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載が

なく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月21日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月21日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月29日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月30日（木） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年10月1日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | 共通事項3のとおり |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月28日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年10月5日（火）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年10月7日（木） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和3年10月11日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月2日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|------------------------|-------------|
| 開札日時 | 令和3年10月13日（水） 午前11時 | 電子入札システムによる |
|------|------------------------|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 「水配替第7号 水道老朽管耐震化工事（20工区）」への入札参加申請は、本工事と同じ構成の共同企業体で行うこと。
- (2) 「水配替第7号 水道老朽管耐震化工事（20工区）」を落札した共同企業体は、本工事への入札参加資格を失うものとする。
- (3) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (4) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (6) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (7) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第85号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------------|---|-------------|
| (1) 工事番号 | 水工第1号 | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事跡舗装復旧工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町・禰田野町地内 | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | |
| (5) 工事概要 | 舗装復旧工 切削オーバーレイ工As (t=5cm) | A=2,008.66㎡ |
| | 舗装打換え工As (t=5cm) | A=3,905.5㎡ |
| (6) 予定価格(税込) | 35,893,000円 | |
| | 【入札書比較価格(税抜) 32,630,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から令和4年3月10日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

- 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

| 手 続 等 | 期間・期日・期限 等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月21日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月21日（火） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年9月29日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年9月30日（木） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年10月1日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年9月28日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年10月5日（火）午後3時まで | 共通事項5のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年10月7日（木） 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 入札期間 | 令和3年10月11日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月12日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |

| | | |
|------|--------------------------|-------------|
| 開札日時 | 令和3年10月13日（水） 午後1時30分 | 電子入札システムによる |
|------|--------------------------|-------------|

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第86号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3道改第9号
- (2) 工事名 市道クニッテルフェルド通外2線道路改良工事 (その2)
- (3) 工事場所 亀岡市古世町西内坪地内
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=335.0m W=3.50m
- 土工 1式
- 舗装工
- 歩道舗装
- ・インターロッキング t=6cm 透水性 (標準部) A=606.6m²
 - ・インターロッキング t=6cm 透水性 (乗入部) A=286.7m²
 - ・点字ブロック t=6cm 300*300 (標準部) A=74.3m²
 - ・点字ブロック t=6cm 300*300 (乗入部) A=29.4m²
- 車道舗装
- ・表層工 再生粗粒度As t=5cm A=163.2m²
 - ・基層工 再生粗粒度As t=5cm A=163.2m²
 - ・上層路盤工 As安定処理 t=12cm A=163.2m²
 - ・不陸整正 補足材なし A=163.2m²
- 排水構造物工
- 街渠工
- ・L型街渠 L=246.6m
(標準部、乗入部、切下げ部、擦り付け部)
 - ・街渠型側溝 (標準部、乗入部) L=45.0m
- 街渠柵工
- ・L型街渠柵、街渠柵 N=35.0箇所
- 縁石工
- 縁石工
- ・歩車道境界ブロック L=58.2m
(標準部、乗入部、切下げ部、擦り付け部)
- 植栽工
- 植樹柵設置工
- ・M3 (並木柵フラットタイプ) W1490*D1040 N=40.0基
- 道路附属施設工
- 車止め設置工

- | | | |
|----------------|---|---------|
| | ・HCS-900N-15C 固定式 H=800 | N=70.0基 |
| | 防護柵工 | |
| | 道路照明工 | |
| | ・LED照明灯（架空配線） H=10.0m | N=1.0基 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和4年3月15日まで | |
| (7) 部分払 | 無 | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 最低制限価格 | 採用 | |
| (10) 入札保証金 | 免除 | |
| (11) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (12) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (13) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
 （※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
 （※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級）

で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手 続 等 | 期間・期日・期限 等 | 手続の方法等 |
|-------------------|--|-----------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月27日（月） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月27日（月） 午前10時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年10月4日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月5日（火） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |

| | | | |
|----------------|--|-------------------------------|---------------|
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年10月6日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年10月1日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年10月7日（木）午後3時まで | | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年10月11日（月） 午後5時まで | | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和3年10月13日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月14日（木） 午前9時から午後3時まで | | 共通事項6のとおり |
| 予定価格の公表 | 予定価格の公表：令和3年10月14日（木） 午後4時以降 | | 入札情報公開システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和3年10月18日（月）正午まで | | 共通事項5-2のとおり |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和3年10月19日（火）まで | | 共通事項5-2のとおり |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和3年10月19日（火） 午前10時 | 令和3年10月20日（水） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和3年10月20日（水） 午前9時から午後3時まで | 令和3年10月21日（木） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和3年10月20日（水） 午後3時以降 | 令和3年10月21日（木） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制

限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第87号

亀岡市都市公園照明LED化業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務番号 公第6号
- (2) 業務名 亀岡市都市公園照明LED化業務
- (3) 契約方式及び年数
 - ア 契約方式 債務負担行為に基づくリース契約
 - イ 契約年数 8年間（令和4年4月1日から令和12年3月31日まで）
- (4) 業務内容

事業者は既存設備や実際の設置状況を踏まえた提案を基に、リース方式によるLED化設置工事について本市と合意した内容で契約を締結し、本業務の契約期間内容において善良なる注

意義をもって自らの費用負担により、次の業務を行うものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約の照合・申請

ウ LED公園照明設備の更新計画・施工・施工管理

エ 電力会社に申し込む電気使用申込書作成及び申請

オ 既設証明設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

カ 公園灯管理シールの設置

キ リース期間中の維持管理

ク リース終了後の対応

(5) 見積限度額

110,234,000円

(年額13,779,250円)

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 募集要項等

別紙「亀岡市都市公園照明LED化業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 スケジュール (予定)

(1) 募集要項の公表

令和3年9月29日

(2) 参加表明受付

令和3年9月29日から10月8日まで

(3) 資格確認結果送付

令和3年10月13日

(4) 質問受付

令和3年10月14日から10月20日まで

(5) 質問回答

令和3年10月22日

(6) 提案書受付

令和3年10月14日から10月28日まで

(7) プレゼンテーション

令和3年11月4日

(8) 選定結果通知

令和3年11月8日

(9) 詳細協議

令和3年11月中旬

(10) リース契約締結

令和3年11月中旬

(11) 現地調査開始

令和3年11月下旬

(12) 取付工事

令和3年12月中旬から令和4年3月下旬まで

(13) リース開始

令和4年4月1日

4 添付書類

(1) 亀岡市都市公園照明LED化業務公募型プロポーザル実施要領

(2) 亀岡市都市公園照明LED化業務公募型プロポーザル提案書類様式

5 問い合わせ先

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所2階

TEL: 0771-25-5071 (直通)

FAX: 0771-23-5000

E-mail: tosi-seibi@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第88号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 公第5号
- (2) 工事名 亀岡運動公園野球場本部席等改修工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内
- (4) 工事種別 建築一式工事
- (5) 工事概要 本部席等改修工事（構造・規模）
- | | | | |
|-------------|---------|----|--------|
| 本部席 | S造一部RC造 | 1階 | 77.95㎡ |
| ダッグアウト（1塁側） | RC造 | 1階 | 20㎡ |
| ダッグアウト（3塁側） | RC造 | 1階 | 20㎡ |
| 附帯電気設備 | 1式 | | |
| 附帯機械設備 | 1式 | | |
- (6) 工期 契約日の翌日から令和4年2月28日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参

加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、昨年度にJVで契約締結したものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級）で受注した件数（JVによるものを含む。）をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約や亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これら

の工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|---------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和3年9月30日（木） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和3年9月30日（木） 午後1時から | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和3年10月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月8日（金） 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 入札参加確認通知の送付 | 令和3年10月11日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知 | |
| 質疑の受付 | 申請書等に関する質問 令和3年10月6日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年10月12日（火）午後3時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 質疑の回答 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年10月14日（木） 午後5時まで | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和3年10月18日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年10月19日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 予定価格の公表 | 予定価格の公表：令和3年10月19日（火） 午後4時以降 | 入札情報公開システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の公表をしたときから 令和3年10月21日（木）正午まで | 共通事項5-2のとおり |
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和3年10月22日（金）まで | 共通事項5-2のとおり |

| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 開札日時 | 令和3年10月22日（金） 午前10時 | 令和3年10月25日（月） 午前10時 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和3年10月25日（月） 午前9時から午後3時まで | 令和3年10月26日（火） 午前9時から午後3時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和3年10月25日（月） 午後3時以降 | 令和3年10月26日（火） 午後3時以降 | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 谷 口 貢
 佐 藤 滋
 坂 本 雅 子
 米 津 シヅ子
 西 田 英 二

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱します

任期は令和5年8月31日までとします

(各 通) 佐 藤 滋
 中 島 三羊子
 岡 本 まゆみ
 亀 井 智 美
 須 知 至
 土 佐 佳 子
 橋 本 健 一
 串 崎 哲 史
 保 城 幹 雄

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱します

任期は令和5年8月31日までとします

(各 通) 時 田 和 彦
 鎌 田 雄一郎
 禹 満

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱します

任期は令和6年8月31日までとします

令和3年9月1日

(各 通) 岩 井 秀 世
 木 澤 真 一
 神 月 紀 輔
 原 清 治
 松 浦 善 満

亀岡市いじめ調査委員会に委嘱します

令和3年9月3日

松 井 由香里

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和4年9月4日までとします

令和3年9月13日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年9月3日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 富谷加都子

令和2年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

| 指 摘 事 項 | 講 じ た 措 置 |
|---|---|
| <p>市長公室</p> <p>ア 人事課</p> <p>公務災害補償基金返納金の収入について、事後調定が行われていた。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ ふるさと創生課</p> <p>亀岡市移住・定住促進施設「離れ」にのうみの管理運営に関する年度協定について、指定管理料の変更が行われていたが、積算の根拠が不十分であった。</p> <p>指定管理料の変更を行うにあたっては、明確な根拠資料のもと十分に確認を行い、慎重に行われたい。</p> | <p>地方自治法に基づき、適正な事務処理の徹底、実施に努める。</p> <p>指定管理料の変更が生じる場合は、指定管理者から、より詳細な根拠資料の提出を受けるなど確認を徹底する。</p> |

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第9号

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会基本規則（昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「亀岡市立別院中学校」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令

亀岡市共同学校事務室運営規程（令和3年亀岡市教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表別院・中部ブロックの項中「別院中学校」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

へき地学校等スクールバス運行規程の一部を
改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

へき地学校等スクールバス運行規
程の一部を改正する訓令

へき地学校等スクールバス運行規程（平成
23年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別院中学校」を「南桑中学
校」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

任免及び辞令

野原通夫
大石慶明
豊田知八
大ケ谷宗一
楠善夫
吉村一志

（各 通）
亀岡市文化財保存活用地域計画に係る協議会委
員に委嘱します

任期は令和5年3月31日までとします

令和3年9月6日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1,471人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24,514人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12,257人

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第9号

令和3年9月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年9月8日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和3年9月13日（月）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 1階 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 非農地証明交付について
- ・第6号議案 令和3年10月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第10号

令和3年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年9月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和3年10月5日（火）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 1階 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第3号議案 非農地証明交付について
- ・第4号議案 令和3年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
- ・第5号議案 令和4年度亀岡市農業等施策並びに予算に関する要望書（案）

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第23号

亀岡市指定給水装置工事事業者に
おける事業廃止の告示

令和3年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和3年8月1日

2 廃止業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|---------|-------|----------------------|
| 129 | コーセイホーム | 荒賀 廣明 | 亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目5番10号 |

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第24号

亀岡市指定給水装置工事事業者に
おける事業廃止の告示

令和3年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和3年4月2日

2 廃止業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|--------|-------|----------------|
| 122 | 岸谷左官工芸 | 岸谷 正作 | 亀岡市保津町西馬場14番地1 |

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第25号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和3年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|--------|-------|----------------|
| 315 | 岸谷左官工芸 | 岸谷 真知 | 亀岡市保津町西馬場14番地1 |

2 指定日

令和3年9月30日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第26号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者取消の告示

令和3年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

1 指定取消処理日

令和3年9月1日

2 指定取消業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|-----------------|-------|--------------------|
| 214 | 畑中組 | 畑中 衛 | 亀岡市曾我部町寺貝ノ庄23番地 |
| 217 | 一級建築士事務所 岡本建築工房 | 岡本 賢治 | 亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目8番9号 |

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第27号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

令和3年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和3年8月30日

2 廃止業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------|-------------|----------------|
| 150 | 平成建設株式会社 | 代表取締役 小塩 弘樹 | 亀岡市曾我部町寺広畑43-1 |

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第28号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

令和3年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和3年8月31日

2 廃止業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------|----------------|----------------|
| 98 | 西昭建設株式会社 | 代表取締役 西村 浩昭 | 亀岡市篠町野条イカノ辻北11 |

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第29号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

令和3年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和3年9月1日

2 廃止業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|-------|------|-----------------|
| 128 | ミネー電業 | 桐山 浩 | 南丹市園部町小桜町116-16 |

3 廃止理由

指定給水装置工事事業者廃止届出書提出のため

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第30号

亀岡市下水道排水設備工事事業者廃止の告示

令和3年9月22日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和3年8月31日

2 廃止業者

| 指定番号 | 業者名 | 代表者名 | 住所 |
|------|----------|----------------|--------------------|
| 127 | 西昭建設株式会社 | 代表取締役 西村 浩昭 | 亀岡市篠町野条イ カノ辻北11 |

「揭示済」